

# 一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札は国の補助事業の交付決定前の契約準備行為であるため、令和4年度予算において予算の交付がなされない場合には、本入札公告は中止するものとします。

令和4年 6月 13日

事業実施主体

有限会社 浅野農場

代表取締役 浅野 政輝

## 1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業主体：有限会社 浅野農場

(2) 工事名：有限会社浅野農場 畜産物（豚）加工施設兼販売店舗新設工事

(3) 工事場所：石狩郡当別町対雁 42-2 の内、-24-25

(4) 工事概要：畜産物（豚）加工施設と販売店舗を兼ねた施設を建設する。

(5) 工期：着工：令和 4年 7月 11日（予定）

完成：令和 5年 1月 31日

引渡：令和 5年 2月 7日

※補助事業の採択がされない場合には、本入札公告を中止するものとします。

(6) 工事請負契約締結

本事業は、契約書により契約する。

なお、落札した請負者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者であることが判明した場合は契約できない。

(7) 入札事項：工事請負金額（建設工事）

## 2 一般競争入札参加資格

一般競争入札参加希望者は、単体企業、特定または経常建設共同企業体であって、単体企業の要件は（1）及び（3）、特定または経常建設共同企業体の要件は（2）及び（3）とする。

(1) 基本条件

① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条および第71条の規定に該当する者であること。

- ② 経常利益が直近3カ月間連続赤字ではない者であること。(決算書提出)
- ③ 直近年度の「経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書」の総合評点Pが700点以上であること。
- ④ 申請書および資料の提出期限の日から改札の時までの期間に、当該契約の履行区域において、農林水産省の機関又は地方公共団体ならびにその関係機関、国土交通省北海道開発局から工事請負契約に係る指名停止の措置等を受けていないこと。
  - ※ 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたものであって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名指定の期間を考慮した妥当な機関を経過した場合は、この限りではない。
- ⑤ 過去に会社更生および民事再生の手続きを行ったことがないこと。

## (2) 特定または経常建設共同体の要件

- ① 代表者を含む構成員のすべてが(1)の①を満たしていること。
- ② 代表者が(1)の②、③、④、⑤を満たしていること。
- ③ 協定書を必ず提出すること。
  - ※ 協定書には「構成員が債務不履行となった場合には他の構成員が連帯して責任を負う」等の旨を記載すること。
- ④ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

## (3) 付加条件

- ① 石狩振興局管内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所(本店または支店、若しくは政令で定めるこれに準じるもの)を有し、アフターメンテナンス体制を有している者。(体制図を提出)
- ② 過去20年間に、本工事と概ね同規模と認められる工事の元請施工実績があること。

## 3 入札手続等

### (1) 担当窓口

名称：有限会社浅野農場  
住所：北海道石狩郡当別町対雁10(スマイルパーク)  
電話：0133-22-4129  
担当者：総務部長 町屋裕二

- (2) 一般競争入札説明書および設計図書など関係書類の交付期間、場所及び方法  
期 間：令和4年6月13日（月）9時 ～ 令和4年6月27日（月）17時  
場 所：北海道石狩郡当別町対雁10（スマイルパーク）  
電 話：0133-22-4129  
方 法：上記の場所に引き取りのこと。
- (3) 一般競争入札説明書および設計図書などの質問受付  
日 時：令和4年6月24日（金） 17時まで  
場 所：北海道石狩郡当別町対雁10（スマイルパーク）  
方 法：上記場所に書面で持参のこと。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）および一般競争入札参加資格資料（以下「資料」という。）の提出期間、場所及び方法  
期 間：令和4年6月13日（月）9時 ～ 令和4年6月27日（月）17時  
場 所：北海道石狩郡当別町対雁10（スマイルパーク）  
方 法：上記場所に持参のこと。
- (5) 一般競争入札参加資格確認通知書の提出日時及び方法  
日 時：令和4年6月28日（火）17時まで  
方 法：書面（FAXもしくは電子メール送信）をもって通知する。
- (6) 一般競争入札の日時、場所及び方法  
日 時：令和4年7月4日（月） 13時予定 （確定次第連絡します）  
場 所：当別町役場 第2庁舎 2階会議室  
方 法：上記場所に持参のこと。

#### 4 入札方法

- (1) 郵便、ファクシミリ及び電子メールによるものは認めない。
- (2) 入札当日は、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。
- (3) 代理人が入札を行なう場合にあつては、委任状を提出すること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わずに、見積もった落札希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
また、契約金額に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の相当額として、当該入札書記載額の10%相当額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）とする。

(5) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

## 5 入札無効

本公告に示した競争参加資格のない者に行った入札、申請書または資料に虚偽の記載をした者、入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 7 苦情申し立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、当事業主体に対し苦情申し立てを行うことができる。

## 8 その他

### (1) 談合情報に対する対応

ア 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取ならびに公正取引委員会への通報を行うことがあること。

イ 談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがあること。

ウ 契約締結後に談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがあること。

### (2) 注意事項

ア 一般競争入札説明書および設計図書等に関する質問は、書面により持参し提出すること。

イ 入札執行が完了するまでの間、本件に関する面談または電話等は一切認めない。

ウ 受注済みの別件工事等に関する連絡等、特に要件がある場合事前に申し出、承認を得ることとする。

### (4) 詳細は、設計図書など関係書類による。

# 一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札は国の補助事業の交付決定前の契約準備行為であるため、令和4年度予算において予算の交付がなされない場合には、本入札公告は中止するものとします。

令和4年 6月 13日

事業実施主体

有限会社 浅野農場

代表取締役 浅野 政輝

## 1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業主体：有限会社 浅野農場

(2) 工事名：有限会社浅野農場 畜産物（豚）加工施設兼販売店舗新設工事  
（物品一式）

(3) 工事場所：石狩郡当別町対雁 42-2 の内、-24-25

(4) 工事概要：畜産物（豚）加工施設と販売店舗に、食品加工機械・機器、冷蔵庫・冷凍庫、空調設備等を設置する。設備工事は、機械・機器、工場内パネル工事一式（冷蔵庫・冷凍庫含む）煙突設備、空調設備一式他その他図面に記載のある物品。

(5) 工期：着工：令和 4年 7月 11日（予定）

完成：令和 5年 1月 31日

引渡：令和 5年 2月 7日

※補助事業の採択がされない場合には、本入札公告を中止するものとします。

(6) 工事請負契約締結

本事業は、契約書により契約する。

なお、落札した請負者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者であることが判明した場合は契約できない。

(7) 入札事項：工事請負金額（物品一式）

## 2 一般競争入札参加資格

### (1) 基本条件

- ① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条および第 71 条の規定に該当する者であること。
- ② 経常利益が直近 3 カ月間連続赤字ではない者であること。（決算書提出）
- ③ 申請書および資料の提出期限の日から改札の時までの期間に、当該契約の履行区域において、農林水産省の機関又は地方公共団体ならびにその関係機関、国土交通省北海道開発局から工事請負契約に係る指名停止の措置等を受けていないこと。

※ 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたものであって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名指定の期間を考慮した妥当な機関を経過した場合は、この限りではない。

- ④ 過去に会社更生および民事再生の手続きを行ったことがないこと。

### (2) 付加条件

- ① 石狩振興局管内に、営業所（本店または支店、若しくは政令で定めるこれに準じるもの）を有し、アフターメンテナンス体制を有している者。（体制図を提出）
- ② 過去 10 年間に、本工事と概ね同規模と認められる食品工場の機械納品、設備工事の実績があること。

## 3 入札手続等

### (1) 担当窓口

名 称：有限会社浅野農場

住 所：北海道石狩郡当別町対雁 10（スマイルパーク）

電 話：0133-22-4129

担当者：総務部長 町屋裕二

### (2) 一般競争入札説明書および設計図書など関係書類の交付期間、場所及び方法

期 間：令和 4 年 6 月 13 日（月）9 時 ～ 令和 4 年 6 月 27 日（月）17 時

場 所：北海道石狩郡当別町対雁 10（スマイルパーク）

電 話：0133-22-4129

方 法：上記の場所に引き取りのこと。

(3) 一般競争入札説明書および設計図書などの質問受付

日 時：令和4年6月24日（金） 17時まで

場 所：北海道石狩郡当別町対雁10（スマイルパーク）

方 法：上記場所に書面で持参のこと。

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）および一般競争入札参加資格資料（以下「資料」という。）の提出期間、場所及び方法

期 間：令和4年6月13日（月）9時 ～ 令和4年6月27日（月）17時

場 所：北海道石狩郡当別町対雁10（スマイルパーク）

方 法：上記場所に持参のこと。

(5) 一般競争入札参加資格確認通知書の提出日時及び方法

日 時：令和4年6月28日（火）17時まで

方 法：書面（FAXもしくは電子メール送信）をもって通知する。

(6) 一般競争入札の日時、場所及び方法

日 時：令和4年7月4日（月） 13時予定 （確定次第連絡します）

場 所：当別町役場 第2庁舎 2階会議室

方 法：上記場所に持参のこと。

#### 4 入札方法

(5) 郵便、ファクシミリ及び電子メールによるものは認めない。

(6) 入札当日は、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。

(7) 代理人が入札を行なう場合にあっては、委任状を提出すること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わずに、見積もった落札希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、契約金額に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の相当額として、当該入札書記載額の10%相当額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）とする。

(5) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

#### 5 入札無効

本公告に示した競争参加資格のない者に行った入札、申請書または資料に虚偽の記載をした者、入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 7 苦情申し立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、当事業主体に対し苦情申し立てを行うことができる。

## 8 その他

### (1) 談合情報に対する対応

ア 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取ならびに公正取引委員会への通報を行うことがあること。

イ 談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがあること。

ウ 契約締結後に談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがあること。

### (2) 注意事項

ア 一般競争入札説明書および設計図書等に関する質問は、書面により持参し提出すること。

イ 入札執行が完了するまでの間、本件に関する面談または電話等は一切認めない。

ウ 受注済みの別件工事等に関する連絡等、特に要件がある場合事前に申し出、承認を得ることとする。

### (3) 詳細は、設計図書など関係書類による。